

以下の通り、データ伝送サービス「AnserDATAPORT」利用規定を改定いたします。

- ・本改定内容は改定日以降に有効となります。
- ・現在有効な各利用規定については、ホームページの「規定集」ページ (<https://www.114bank.co.jp/support/kitei/>) よりご確認ください。

改定日 2022年10月11日（火）

改定対象利用規定および改定内容

データ伝送サービス「AnserDATAPORT」利用規定

項番	改定場所	改定後	改定前
1	第1条 データ伝送サービス	<p>2. 使用できる機器等 （1）本サービスに使用するお客様の機器等（以下「<u>使用端末機</u>」といいます。）は、お客様の負担および責任においてお客様が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。 （2）お客様が本サービスの利用に際し、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「<u>NTTデータ</u>」といいます。）がサービスするAnserDATAPORTを経由して当行のコンピュータに接続する場合には、NTTデータが提供するConnecure（閉域ネットワーク）、またはLGWAN（総合行政ネットワーク）およびpufure（LGWAN接続サービス）を利用するものとします。</p> <p>4. 利用手数料等 （1）本サービスの利用にあたっては、本サービス契約手数料、利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客様が非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「<u>消費税</u>」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものいたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス契約手数料、利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客様から届け出ていただく<u>利用手数料引落口座</u>から当行所定の日に自動的に引落します。 （2）お客様は、当行の本支店に所在するご本人名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを、前（1）の利用手数料引落口座として当行所定の申込書において届け出るものとします。 （3）当行は契約手数料および利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の規定のない限り本項（1）と同様の方法により引落します。</p>	<p>2. 使用できる機器等 （1）本サービスに使用する機器等は、お客様の負担および責任においてお客様が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。 （2）お客様が本サービスの利用に際し、株式会社エヌ・ティ・ティ・データのAnserDATAPORT（以下「<u>ADP</u>」といいます。）センターを経由して当行のコンピュータに接続する場合には、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが提供するConnecure（閉域ネットワーク）、またはLGWAN（総合行政ネットワーク）およびpufure（LGWAN接続サービス）を利用するものとします。</p> <p>4. 利用手数料等 （1）本サービスの利用にあたっては、本サービス契約手数料、利用手数料および消費税・地方消費税相当額（お客様が非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「<u>消費税</u>」といいます。）をいただきます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）手数料金額につきましては、当行所定のものいたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は本サービス契約手数料、利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、本サービスについてお客様から届け出ていただく引落方法により当行所定の日に自動的に引落します。 （2）当行は契約手数料および利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の規定のない限り<u>上記第1号</u>と同様の方法により引落します。</p>
2	第3条 利用申込	<p>4. お客様は、本サービスの申込みにあたり、お客様ご本人であることを確認するための伝送パスワード等および照合識別コードを利用申込に際して届け出るものとします。 （1）伝送パスワード等は、お客様センター確認コード、データ伝送パスワード、当該取引に対応するファイルアクセスキーおよび<u>お客様端末アドレス</u>をいいます。 （2）照合識別コードは、照合データを利用して取引依頼の照合を行う場合に届け出るコードをいいます。 （3）伝送パスワード等および照合識別コードを総称して以下「<u>本人確認コード</u>」といいます。</p>	<p>4. お客様は、本サービスの申込みにあたり、お客様ご本人であることを確認するための伝送パスワード等および照合識別コード（<u>伝送パスワード等および照合識別コード</u>を総称して以下「<u>本人確認コード</u>」といいます。）を利用申込に際して届け出るものとします。 （1）伝送パスワード等は、お客様センター確認コード、データ伝送パスワード、当該取引に対応するファイルアクセスキーおよび<u>お客様端末アドレス</u>等をいいます。 （2）照合識別コードは、照合データを利用して取引依頼の照合を行う場合に届け出るコードをいいます。</p>

項番	改定場所	改定後	改定前
3	第4条 本人確認	<p>1. <u>使用端末機によって本サービスを利用するにあたり</u>当行が受信した伝送パスワード等と、<u>本サービス申込みにあたり</u>お客さまから届いただいた伝送パスワード等との一致を確認することにより、本人確認を行います。ただし、上記の確認に加えて、当行所定のサービスに限って、お客さまが照合データを利用する場合には、当行が受信した照合識別コードと、<u>本サービス申込みにあたり</u>お客さまから届いただいた照合識別コードとの一致を確認することにより本人確認を行います。</p>	<p>1. <u>お客さまが本サービスを利用するにあたり</u>当行が受信した伝送パスワード等と、<u>本サービス申込にあたり</u>お客さまから届いただいた伝送パスワード等との一致を確認することにより、本人確認を行います。ただし、上記の確認に加えて、当行所定のサービスに限って、お客さまが照合データを利用する場合には、当行が受信した照合識別コードと本サービス申込みにあたりお客さまから届いただいた照合識別コードとの一致を確認することにより本人確認を行います。</p>
4	第5条 取引の依頼	<p><u>第5条 取引等の依頼</u> 1. <u>依頼方法</u> （1）本サービスによる<u>取引等の依頼</u>は、お客さまが依頼に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確にデータを送信することで行うものとします。 （2）お客さまは、<u>取引等の依頼</u>を行うにあたり、あらかじめお客さまにてその内容の正確性を確認・照合のうえ、お客さまの正式な承認プロセスを経るものとします。 （3）当行は、次項のサービス指定口座の届出に基づき取引を行います。</p> <p>[中略]</p> <p>3. <u>依頼内容の確定</u> （1）本サービスにかかる<u>取引等の依頼</u>は、当行所定の方法により、依頼に係るデータを当行に送信する方法によって行うものとします。このデータ送信が当行所定の方法により当行の受付期限内に行われ、正常に当行所定事項の照合を完了した時点で当該<u>取引等の依頼</u>内容が確定したものとし、<u>各取引等の手続</u>を行います。 （2）<u>データエントリーサービスの依頼に係るデータは、取引依頼データと照合データとします。</u> ①<u>照合データは、取引依頼データとの照合に必要な所定事項を入力したもので、取引依頼データを送信した後に、すみやかに照合データを送信するものとします。</u> ②<u>照合データがデータ引渡票方式の場合は、所定のデータ引渡票に所定事項を記載し、あらかじめ当行が指定したファクシミリ番号あてに取引の受付期限内にすみやかにファクシミリ送信してください。</u> ③<u>本項（1）にて行う照合は、取引依頼データと照合データとの所定事項の一致をもって完了するものとします。</u> （3）当該<u>取引等の依頼</u>内容が確定した後は、お客さまの都合による当該取引の依頼の変更または取消を行わないものとします。 4. <u>サービス指定口座からの支払の実施等</u> <u>サービス指定口座からの引落については、当行は、取引の資金、手数料等および消費税につき通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落を行います。</u> 5. <u>免責</u> 当行は、本サービスによる<u>取引等の依頼</u>であることを相応の注意をもって確認して取扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により本サービスによる<u>取引等の依頼</u>の処理を行わなかった場合でも、当該<u>取引等の処理</u>を行わなかったことによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。</p>	<p><u>第5条 取引の依頼</u> 1. <u>取引の依頼方法</u> （1）本サービスによる<u>取引の依頼</u>は、お客さまが取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確にデータを送信することで行うものとします。 （2）お客さまは、<u>取引の依頼</u>を行うにあたり、あらかじめお客さまにてその内容の正確性を確認・照合のうえ、お客さまの正式な承認プロセスを経るものとします。 （3）当行は、次項のサービス指定口座の届出に基づき取引を行います。</p> <p>[中略]</p> <p>3. <u>依頼内容の確定</u> （1）本サービスにかかる<u>取引の依頼</u>は、当行所定の方法により、依頼に係るデータを当行に送信する方法によって行うものとします。このデータ送信が当行所定の方法により当行の受付期限内に完了した時点で当該<u>取引の依頼</u>内容が確定したものとし、<u>各取引の手続</u>を行います。 （2）<u>本サービスにつき照合データを利用する場合には、前号のデータ送信の後に、お客さまは、照合データの送信を行うものとし、かかるデータ照合が当行所定の方法により当行の受付期限内に完了した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、各取引の手続を行います。</u> （3）当該<u>取引の依頼</u>内容が確定した後は、お客さまの都合による当該取引の依頼の変更または取消を行わないものとします。 4. <u>免責</u> 当行は、本サービスによる<u>取引依頼</u>であることを相応の注意をもって確認して取扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。また、当行の判断により本サービスによる<u>取引依頼</u>の処理を行わなかった場合でも、当該<u>取引の処理</u>を行わなかったことによって生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。</p>

項番	改定場所	改定後	改定前
5	第6条 データエントリーサービス	<p>2. 取引の受付</p> <p>(1) データエントリーサービスの受付期限は次によるものとします。</p> <p>①総合振込は、振込指定日の1営業日前の16時まで</p> <p>②給与賞与振込は、振込指定日の3営業日前の16時まで</p> <p>③特別徴収地方税納入は、納付日の5営業日前の16時まで</p> <p>④預金口座振替は、振替指定日の5営業日前の16時まで</p> <p>(2) 取引依頼データは、全国銀行協会連合会で定められたデータフォーマットまたは当行所定のデータフォーマットで送信するものとします。</p> <p>(3) 照合データは、当行所定のデータフォーマットで送信するものとします。</p> <p>(4) <u>本項(2)(3)</u>にて定めた以外のデータフォーマットで当行が受信したデータは処理を行いません。また、これにより取扱不能、取扱遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>2. 取引の受付</p> <p>(1) データエントリーサービスの受付期限は次によるものとします。</p> <p>①総合振込は、振込指定日の1営業日前の16時まで</p> <p>②給与賞与振込は、振込指定日の3営業日前の16時まで</p> <p>③特別徴収地方税納入は、納付日の5営業日前の16時まで</p> <p>④預金口座振替は、振替指定日の5営業日前の16時まで</p> <p>(2) 取引依頼データは、全国銀行協会連合会で定められたデータフォーマットまたは当行所定のデータフォーマットで送信するものとします。</p> <p>(3) 照合データは、<u>取引情報（指定日・総件数・総金額を総称して「取引情報」といいます。）</u>を当行所定のデータフォーマットで送信するものとします。</p> <p>(4) <u>上記第2号および第3号</u>にて定めた以外のデータフォーマットで当行が受信したデータは処理を行いません。また、これにより取扱不能、取扱遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
6	第8条 振込取引における依頼内容の訂正・組戻し	<p>1. 本規定の第5条第3項により、振込の依頼内容が確定した後にその依頼内容を変更する場合（以下「訂正」といいます。）、またはその依頼を取止める場合（以下「組戻し」といいます。）には、当該取引の引落口座がある当行本支店の窓口において、訂正依頼書（依頼内容を変更する場合）または組戻依頼書（依頼内容を取止める場合）に、当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第7条の<u>振込手数料</u>および消費税は返却いたしません。また訂正・組戻しについては、当行所定の<u>訂正組戻手数料</u>および消費税をいただきます。訂正組戻手数料および消費税の支払は、第5条第2項第3号に従い、手数料引落口座から引落することができるものとします。なお、振込の依頼内容が確定する前に訂正・組戻しを行うことはできません。</p> <p>[中略]</p> <p>6. 振込取引において、振込先金融機関で指定された振込先口座へ入金できず、振込資金が返却された場合には、当行はお客さまにその旨お伝えしますので第1項の手続きをとってください。返却された振込資金は第3項により返却しますが、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、組戻依頼があったものとして、当行は振込資金を引落口座に入金することがあります。この場合、訂正組戻手数料および消費税の支払は、<u>第5条第2項(3)</u>に従い、手数料引落口座から引落することができるものとします。</p>	<p>1. 本規定の第5条第3項により、振込の依頼内容が確定した後にその依頼内容を変更する場合（以下「訂正」といいます。）、またはその依頼を取止める場合（以下「組戻し」といいます。）には、当該取引の引落口座がある当行本支店の窓口において、訂正依頼書（依頼内容を変更する場合）または組戻依頼書（依頼内容を取止める場合）に、当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料または保証人を求めることがあります。なお、第7条の<u>振込取引における振込手数料</u>および消費税は返却いたしません。また訂正・組戻しについては、当行所定の<u>訂正組戻手数料</u>および消費税をいただきます。訂正組戻手数料および消費税の支払は、第5条第2項第3号に従い、手数料引落口座から<u>自動的に</u>引落することができるものとします。なお、振込の依頼内容が確定する前に訂正・組戻しを行うことはできません。</p> <p>[中略]</p> <p>6. 振込取引において、振込先金融機関で指定された振込先口座へ入金できず、振込資金が返却された場合には、当行はお客さまにその旨お伝えしますので第1項の手続きをとってください。返却された振込資金は第3項により返却しますが、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、組戻依頼があったものとして、当行は振込資金を引落口座に入金することがあります。この場合、訂正組戻手数料および消費税の支払は、<u>第5条第2項第3号</u>に従い、手数料引落口座から<u>自動的に</u>引落することができるものとします。</p>

項番	改定場所	改定後	改定前
7	第11条 照会通知サービス	<p>1. 照会の範囲</p> <p><u>（1）照会通知サービスは、第5条第2項（2）の規定に従い届出のサービス対象口座について、第2条に定める口座情報の提供を受けることができます。</u></p> <p><u>（2）照会通知サービスを依頼する場合には、所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。</u></p> <p>2. 情報の提供</p> <p><u>（1）当行は、あらかじめ届出のあった基準に従い、当行所定のデータフォーマットで送信します。</u></p> <p><u>（2）照会通知サービスで提供される情報は、お客さまへの送信時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものは限りませんのでご注意ください。</u></p> <p><u>（3）振込や入出金などに内容の変更があった場合、当行はすでに照会通知サービスで提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。お客さまは、最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。</u></p> <p><u>（4）本項（2）（3）により生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>1. 照会の範囲</p> <p><u>照会通知サービスは、当行所定の申込書によりお申込みいただいた第2条に定めるお客さま口座に関する情報提供を依頼する場合に利用できるものとします。</u></p> <p>2. 情報の提供</p> <p><u>（1）当行は、当行所定の仕様にもとづき利用サービス内容を送信します。</u></p> <p><u>（2）照会通知サービスで提供される情報は、お客さまへの通知時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものは限りません。</u></p> <p><u>（3）振込や入出金などに内容の変更があった場合、当行はすでに照会通知サービスで提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。お客さまは、最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。</u></p> <p><u>（4）上記第2号および第3号により生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>
8	<条項追加> 海外からのご利用	<p><u>第13条 海外からのご利用</u></p> <p><u>1. 本サービスは、海外からはその国の法律・制度・通信事情などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律等を事前にご確認ください。</u></p> <p><u>2. 各国の法令その他の変更により、本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合には、当行からの通知により本サービスの一時利用中止、もしくは解約を行うことができます。</u></p>	[追加]
9	第13条 免責事項など	<p><u>第14条 免責事項など</u></p> <p><u>3. 使用端末機および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により使用端末機が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、使用端末機が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。</u></p>	<p><u>第13条 免責事項など</u></p> <p><u>3. 本サービスに使用する機器（以下「取引機器」といいます。）および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。当行は、当契約により取引機器が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。</u></p>
10	第14条 解約など	<p><u>第15条 解約など</u></p> <p>[省略]</p>	<p><u>第14条 解約など</u></p> <p>[省略]</p>
11	第15条 関係規定の適用・準用	<p><u>第16条 関係規定の適用・準用</u></p> <p>[省略]</p>	<p><u>第15条 関係規定の適用・準用</u></p> <p>[省略]</p>
12	第16条 本サービス内容または本規定の変更	<p><u>第17条 本サービス内容または本規定の変更</u></p> <p>[省略]</p>	<p><u>第16条 本サービス内容または本規定の変更</u></p> <p>[省略]</p>
13	第17条 本サービスの廃止	<p><u>第18条 本サービスの廃止</u></p> <p>[省略]</p>	<p><u>第17条 本サービスの廃止</u></p> <p>[省略]</p>
14	第18条 個人情報	<p><u>第19条 個人情報</u></p> <p><u>1. 当行は、お客さまが本サービスにおいてお届けいただいた個人情報（おなまえ・所属部署・役職・連絡先電話番号など、特定の個人を識別することができる情報）を以下の目的のために利用できるものとします。</u></p> <p>[省略]</p>	<p><u>第18条 個人情報</u></p> <p><u>1. 当行は、お客さまが本サービスにおいてお届けいただいた個人情報（特定の個人を識別することができる情報）を以下の目的のために利用できるものとします。</u></p> <p>[省略]</p>
15	第19条 秘密保持	<p><u>第20条 秘密保持</u></p> <p>[省略]</p>	<p><u>第19条 秘密保持</u></p> <p>[省略]</p>
16	第20条 契約期間	<p><u>第21条 契約期間</u></p> <p>[省略]</p>	<p><u>第20条 契約期間</u></p> <p>[省略]</p>
17	第21条 準拠法・合意管轄	<p><u>第22条 準拠法・合意管轄</u></p> <p>[省略]</p>	<p><u>第21条 準拠法・合意管轄</u></p> <p>[省略]</p>

以上